

IV 計画の基本理念・重点事項等

第1節 計画策定の課題と視点

1 介護保険制度等の改正への対応

(1) 地域包括ケアシステムの実現

平成23年6月に成立・公布された改正介護保険法や国の基本指針においては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた規定が追加されました。

また、介護保険事業計画に位置付けて重点的に取り組むことが望ましい事項として、以下の4項目をあげています。

- ① 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項
- ② 医療との連携に関する事項
- ③ 高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項
- ④ その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事項

本市においては、地域包括支援センターを中心として、「地域ケア会議」の開催やその他の地域包括ケアを推進するための事業の実施など、地域包括ケア体制の整備や地域密着型サービスの基盤整備を進めていますが、地域包括ケアシステムの実現に向けた総合的な取組みが求められています。

(2) 新たなサービス類型の創設への対応

地域包括ケアシステムの実現に向け、改正介護保険法では以下のサービスが創設されました。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（地域密着型サービス）

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービス

② 複合型サービス（地域密着型サービス）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービス

③ 介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）

市町村の判断により、要支援者・介護予防事業対象者向けの介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施する事業

本市においては、平成23年9月から、国のモデル事業として「定期巡回・随時対応型サービス事業」を実施しましたが、この事業を含め、上記の新たな事業の実施については、そのニーズや効果等を検討していく必要があります。

2 高齢者等の現状に即した対応

(1) 団塊世代の高齢化への対応

本市の人口構成からみると、本計画期間（平成24～26年度）を含む平成25年から27年にかけて団塊の世代が65歳となり、今後数年間で急激に高齢者人口が増加すると推測されます。

したがって、この世代の方々ができる限り長く自立した生活を送り、地域活動などに参加していただくことが、まちの活性化にもつながることから、健康や生きがいづくり、介護予防の取組みを推進していく必要があります。

(2) ひとり暮らし世帯等の増加への対応

高齢化や核家族化などにより、本市では全国的な傾向と同様に、ひとり暮らしの高齢者世帯が増加してきており、これらの方々に対する地域での見守りや適切なサービス提供につなげる体制の整備が必要です。

本市では、「高齢者見守りネットワーク事業」などで、地域での見守りが必要な高齢者を把握し必要な見守り活動や支援につなげていますが、今後もこれらの取組みを充実していく必要があります。

(3) 家族介護の負担への対応

ひとり暮らしの高齢者世帯と同様に高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）も増加しており、いわゆる「老老介護」や「認認介護」も増えている状況にあるため、家庭や在宅サービス等で支えきれない要介護者に対しては、適切な施設・居住系サービスの提供が必要です。

また、近年、高齢者に対する虐待も社会問題となっており、本市では、「高齢者虐待対応支援マニュアル」やリーフレットを作成するなど、虐待防止に取り組んでいますが、今後も適切な対応ができる体制づくりが必要です。

(4) 認知症者の増加への対応

高齢化の一層の進展に伴い、認知症高齢者のますますの増加が推測されますが、認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して社会生活を営むことができるよう、認知症についての正しい知識の普及とともに、発症の予防や早期診断、適切な治療や介護等、認知症の人やその家族に対する支援を効果的に行い、医療・介護・居宅系サービスが有機的に連携して提供されるシステムを構築していく必要があります。

また、近年、国においては入院されている認知症高齢者の退院促進の取組みを強化していくとしていることから、在宅サービス、居住系サービスについて一層の推進が必要です。

(5) 介護保険制度の持続可能性の確保

本市の65歳以上高齢者数は今後数年の増加を経て、その後は減少に転じるもの、生産年齢人口や年少人口が年々減少傾向にあるため、総人口に対する割合である高齢化率については、今後も上昇し続けると推計されます。

また、介護保険給付についても年々増え続けており、今後も増加が見込まれるとともに、介護保険料（基準額）についても、国では第4期の全国平均の月額4,160円（本市は3,950円）が第5期では、5,000円を超えると見込んでいます。

これらを踏まえ、地域包括ケアシステムの確立や介護予防の推進など、介護保険等サービスの充実に取り組む一方で、サービス基盤や提供体制を将来にわたって持続可能で安定的なものとするため、現在の保険給付の内容について、必要性、優先性、自立支援の観点や給付と負担のバランスを考慮しながら、限られた財源の中で効率的かつ重点的にサービスを提供していくことが必要となります。

第2節 計画の基本理念

人生 80 年時代を迎え、21 世紀の本格的な高齢社会における市のめざすべきまちの姿を掲げ、その実現に向かって、市と市民が一体となって取り組む姿勢を明らかにすることにより、市民の長寿社会に関する意識の高揚や市の施策の推進を図るため、函館市では、平成 6 年 12 月 10 日に「いきいき長寿都市」を宣言しました。

いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会を築いていくことをめざすこの宣言の趣旨は、平成 12 年に介護保険制度がスタートして 10 年以上が経過し、函館市民の4人に1人以上が 65 歳以上の高齢者となり、今後ますます高齢化が進むと予想される現在においても、市民共通のテーマです。

したがって、この宣言内容を本計画の理念とします。



いきいき長寿都市宣言

憲法にうたわれている基本的人権が尊重され、いつまでも生きがいを持ち、健やかに暮らせる社会を築くことは、わたくしたち函館市民みんなの願いです。

美しい自然に恵まれ、何よりも福祉を大切にするこのまちに、共に力を合わせて、心から長寿を喜び合えるまち函館を実現することをめざし、ここに「いきいき長寿都市」を宣言します。

- 1 長い間社会の発展に尽くしてきた高齢者が、敬愛され、尊重されるまちをめざします。
(意義・目標)

現代社会を、その英知や努力によって築き上げてきた高齢者に感謝し、先輩市民として敬う、人間性豊かなまちに。

- 1 豊かな知識と経験をもった高齢者が、社会の一員として自らいきいきと活動できるまちをめざします。

(意義・目標)

高齢者が長年培った知識や技術を生かし、主体的に社会参加し気軽に活動できる活力あるまちに。

- 1 家庭の安らぎと地域の温かさに包まれて暮らせるやさしいまちをめざします。

(意義・目標)

家族や隣人が互いに助け合い、高齢者の介護や健康管理を行い行政も含め地域ぐるみで支え合う思いやりあふれるまちに。

- 1 生活をより豊かにする保健、医療、福祉などが充実され、いつまでも健康で安心して暮らせるまちをめざします。

(意義・目標)

いつでも、どこでも、だれでも必要とする保健、医療、福祉などのサービスを活用し、いつまでも健康で安心して暮らせるまちに。

- 1 だれもがひとしく憩い、集い合う安全で快適に暮らせるまちをめざします。

(意義・目標)

だれもが自由に出歩き、等しく憩い、集い合うことができるよう居住・生活環境が整備され、やさしさの行き届いたまちに。

第3節 重点的に取り組む事項

計画の課題や基本理念を踏まえ、本計画で重点的に取り組む事項を以下のとおりとします。

1 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向け、地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築や各種事業の実施、地域密着型サービスの基盤整備などの総合的な取組みを図ります。

○ 地域包括支援センター

高齢者等が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、住み慣れた地域において自立した生活を送ることができるよう支援するため、日常生活圏域ごとに1か所ずつ、計6か所の地域包括支援センターを設置しているほか、圏域の人口や面積に応じて、地域包括支援センターの出先機関であるブランチを4か所設置しています。

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職種が配置されており、これらの専門職員の連携により、地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援する中核機関としての役割を担っています。

地域包括支援センターの基本機能(包括的支援事業)

① 介護予防ケアマネジメント事業

二次予防事業の対象者が要介護状態等となることを予防するため、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

② 総合相談・支援事業

地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、地域の高齢者の状況や生活実態などを幅広く把握し、相談を受け、適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる。

③ 権利擁護事業

高齢者等が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送ができるよう、専門的・継続的な視点から、虐待対応など高齢者等の権利擁護のため、必要な支援を行う。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくための地域における他職種相互の連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支援を行う。

本市においては、基本機能である包括的支援事業のほか、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業などの各種任意事業の実施や、独自の取組みとして高齢者見守りネットワーク事業を地域包括支援センターを中心に実施しています。

また、平成22年度および23年度には、国のモデル事業として、地域包括ケアの推進のための地域ケア会議の開催などに取り組んだところであり、平成24年度以降についても継続し、地域包括支援センターを中心に地域包括ケアの推進に取り組みます。

これまででも高齢者人口の増加とともに増え続ける業務量の増加を踏まえ、地域包括支援センターの職員配置基準を見直し、体制を強化してきましたが、今後の高齢者人口の増加および本市における各種事業への取組み状況などを踏まえ、地域の高齢者に適切な支援を行うことができるよう、さらなる体制強化に努めます。

2 健康・生きがいづくり、介護予防の推進

計画期間内に65歳以上の高齢者となっていく団塊の世代などが、できるだけ長く自立した生活を送ることができるよう、健康や生きがいづくり、介護予防の意識の普及啓発や各種事業への参加促進を図るとともに、高齢者が介護支援のボランティア活動等を通じて、社会参加、地域貢献を行うことを積極的に支援し、高齢者自身の社会活動を通じた介護予防や健康増進を図る「ボランティアポイント事業」の導入について検討していきます。

3 在宅生活を支えるネットワークの充実

ひとり暮らし高齢者世帯や高齢夫婦世帯が増加する中で、自立して尊厳のある生活を支えるため、地域包括支援センターを中心とした地域での見守り体制や虐待防止を進めるため、「要援護高齢者対策ネットワーク協議会」の充実や「高齢者虐待対応支援マニュアル」、リーフレット等による普及啓発を図ります。

また、家族介護者の負担軽減のため、専門職種の人材や地域のボランティアで組織する「（仮称）介護支援隊」の設置について、検討を進めます。

4 認知症対策の推進

今後、急速な高齢化に伴い、認知症高齢者の一層の増加が見込まれ、認知症対策の推進は、ますます重要になることから、認知症に関する知識や理解を深めるとともに、認知症の方やその家族等に対する支援や、関係機関との連携のもと、予防から早期発見、早期対応、そして介護までの一貫した施策の充実を図り、安心して地域で暮らすことができるよう事業を実施していきます。

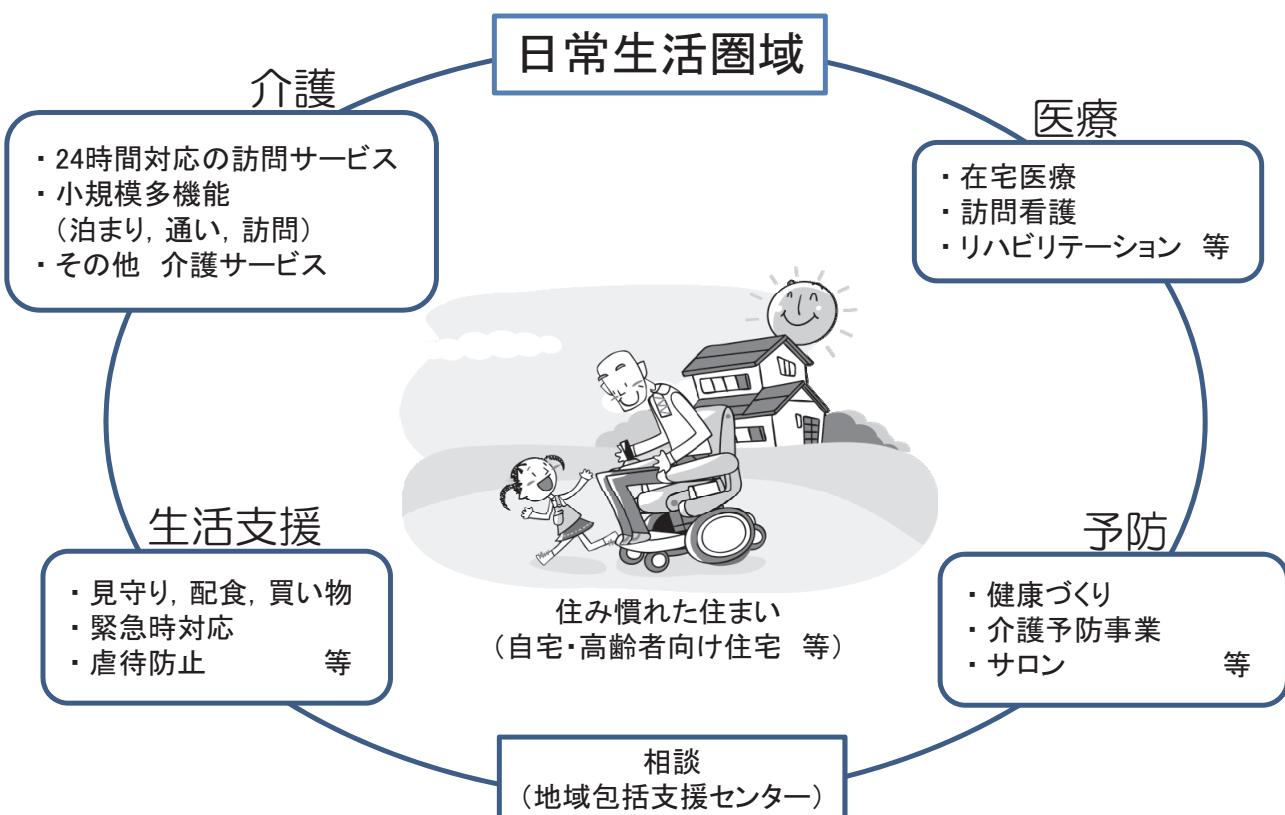
5 地域密着型サービス提供基盤の整備

要介護状態になってもできるだけ住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域密着型の特別養護老人ホーム（定員29人以下）などの施設・居住系サービスの整備を図るとともに、新たなサービスとして、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や小規模多機能型居宅介護と訪問看護などの組み合わせによる「複合型サービス」の提供体制の確保に努めます。

6 施設・居住系サービス提供基盤の整備

家庭や在宅サービス等で支えきれない入所(入居)の緊急度が高いと思われる重度者等の入所(入居)先として、特別養護老人ホームをはじめ、介護付有料老人ホームや認知症高齢者グループホームの整備を図ります。

【 地域包括ケアのイメージ 】



第4節 施策の体系

